



発行所 秋田魁新報社  
秋田市山王臨海町1番1号  
〒010-8601  
©秋田魁新報社 2013年

# 号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

# 婚外子差別は違憲



7月10日、相続規定をめぐる最高裁大法廷の弁論を終え、記者会見する婚外子の女性＝東京・霞が関の司法記者クラブ説明

## 遺産 相続 最高裁、判例を見直し

結婚していない男  
女間の子(婚外子) ———— の遺産相続分を、  
法律上の夫婦の子(嫡

出子)の半分とする民法の規定をめぐる裁判の特別抗告審で、最高裁大法廷(裁判長・竹崎博允長官)は4日、この規定が法の下の平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をした。「合憲」とした1995年の判例を見直した。

婚外子の相続規定は明治民法から戦後の民法に引き継がれ、国内外から「不当な差別」と強い批判を受けていた。法務省は既に相続分を平等にする民法改正案をまとめておらず、最高裁決定で国会は早急な改正を迫られる。

最高裁が法律の規定を違憲とするのは、婚外子の国籍取得をめぐる2008年の国籍法判決以来、戦後9例目。民法では初めてとなる。